

問Ⅵ - 4 - ⑤ (会計基準)

外貨建の資産及び負債を保有している場合、為替差損益の会計処理及び収支相償の取扱いについて教えてください。

答

- 1 公益法人会計基準注解（注8）は、外貨建の資産及び負債の決算時における換算について、企業会計と同様の考え方を採用しており、「外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）及び外貨建有価証券等については、子会社株式及び関連会社株式を除き、決算時の為替相場による円換算額を付すものとする。決算時における換算によって生じた換算差額は、原則として、当期の為替差損益として処理する。」としています。
- 2 為替差損益の財務諸表の勘定科目については、以下のとおりです（運用指針「12. 財務諸表の科目」及び「13. 様式について」を参照のこと）。
  - ア. 一般正味財産増減の部に計上される為替差損益について
    - i) 時価法を適用した投資有価証券に係る為替差損益  
経常収益、経常費用に含めず、評価損益等に含めて計上します。
    - ii) その他の為替差損益  
原則として経常収益及び経常費用に計上します。
  - イ. 指定正味財産増減の部に計上される為替差損益について  
評価損益等の科目欄に計上します。
- 3 為替差損益は、本来、法人の公益目的事業に直接関連する収入又は費用ではないので、経常収益又は経常費用には計上されないことに加え、収支相償上の評価損益等の考え方を考慮した結果、有価証券の評価方法に基づき区分することとなりました。従って、上記2の区分により、正味財産増減計算書上、公益目的事業会計の経常収益及び経常費用に計上される為替差損益は収支相償の計算に含まれ、それ以外の為替差損益は収支相償の計算には含まれません。なお、外貨建て有価証券の減損に係る損失は、経常外項目（評価損）に計上され、収支相償の計算には含まれません。
- 4 有価証券以外の外貨建て資産及び負債は、例えば、外国通貨、外貨建て金銭債権債務から発生した為替差損益は、外貨建て会計処理基準では営業外の項目ですが、公益法人会計基準での経常外損益は特別損益に相当するため経常外損益に該当せず、経常損益に計上することとなります。